

門川町新型インフルエンザ等対策行動計画



令和8年3月

門川町

目 次

はじめに	1
第1部 総論	
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本的方針	
第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2
第2節 門川町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定	4
第3節 門川町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的	5
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方	
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的と考え方	6
第2節 様々な感染症に幅広く対応できる発生段階の設定	7
第3節 町行動計画における対策項目等	8
第3章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担等	
第1節 対策推進のための役割分担	11
第2節 門川町の体制	14
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	
第1節 準備期	19
第2節 初動期	20
第3節 対応期	21
第2章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	
第1節 準備期	22
第2節 初動期	24
第3節 対応期	25
第3章 まん延防止	
第1節 準備期	26
第2節 初動期	27
第3節 対応期	28
第4章 ワクチン	
第1節 準備期	30
第2節 初動期	35
第3節 対応期	38
第5章 保健	
第1節 準備期	42
第2節 初動期	42
第3節 対応期	43
第6章 物資	
第1節 準備期	44
第2節 初動期	45
第3節 対応期	46
第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保	
第1節 準備期	47
第2節 初動期	49
第3節 対応期	50
用語集	53

はじめに

感染症危機については、近年、グローバル化によって国際的な往来が急増し、新たな感染症が発生した場合には短期間で国境を越えて拡散し、世界的な大流行（パンデミック）につながる可能性が大きくなっている。これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症、そして2020年以降の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）感染拡大が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こすなど、新興感染症が重大な脅威であることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした感染症の発生時期の予知は難しく、発生自体を完全に防ぐことも不可能なため、平時から感染症危機に備える必要がある。また、人獣共通感染症も想定されており、国が進める、ヒト・動物及び環境の分野横断的な課題への取組みであるワンヘルスアプローチ¹の推進も、新興感染症等対策のための重要な観点となっている。

さらに、既知の感染症であっても薬剤耐性（AMR）を獲得することで、将来的に感染拡大のリスクが高まる可能性もあるため、AMR対策の推進等を含む対策にも取り組む等、将来の感染拡大によるリスクの軽減に向けて多面的な取組が重要になっている。



¹ 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

第1部 総論

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本的方針

第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性²の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性³が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置(以下「まん延防止等重点措置」という。)、新型インフルエンザ等緊急事態措置(以下「緊急事態措置」という。)等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

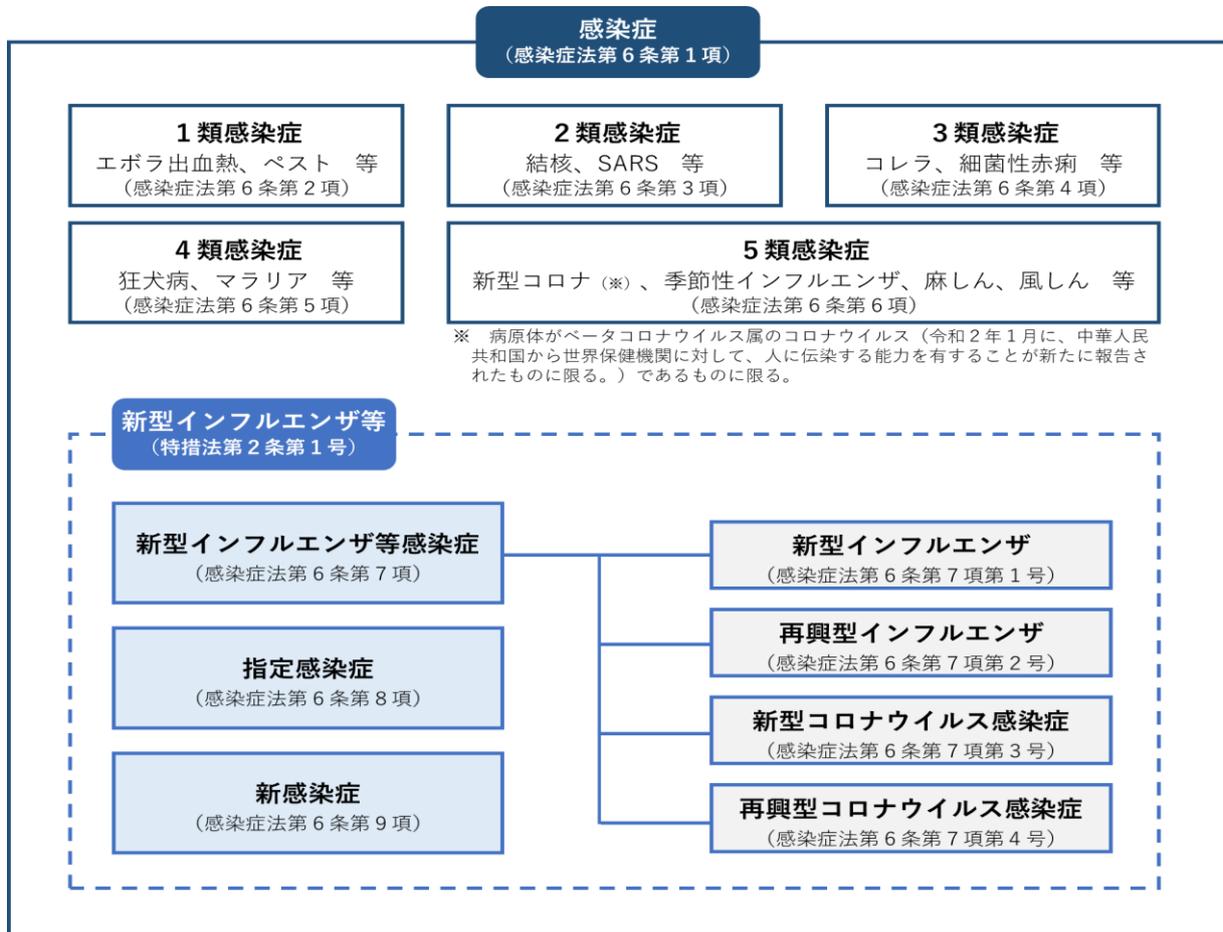
特措法の対象となる新型インフルエンザ等(特措法第2条第1号)は、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症(感染症法第6条第7項)
- ② 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの。感染症法第6条第8項)
- ③ 新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの。感染症法第6条第9項)である。

2 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、県行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いており、町行動計画でもこれに準ずる。

3 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。

<感染症法及び特措法における感染症の分類（イメージ）>



第2節 門川町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

特措法が制定される以前からも、国は、新型インフルエンザに係る対策に取り組み、2005年には、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」が作成され、以来、数次の部分的な改定が行われた。

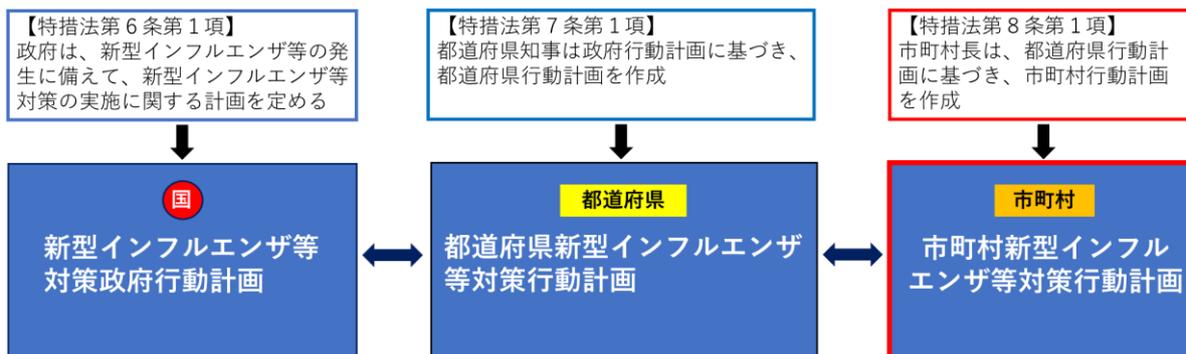
県は、2005年1月に「新型インフルエンザ対応指針」を作成し、その後、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」と「新型インフルエンザ対応ガイドライン」及び関係法の改正等を受け、2009年1月に「宮崎県新型インフルエンザ行動計画」を作成した。それを受けて本町において、2009年9月「門川町新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、新型インフルエンザの発生に備えてきた。

2011年には、2009年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の経験を踏まえ、国、県及び町においてこれらの行動計画の改定が行われるとともに、国において、新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制が検討され、2012年4月に特措法が制定された。

2013年6月に、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が作成されたことに伴い、同年9月に、特措法第7条に基づき、「宮崎県新型インフルエンザ等行動計画」（以下「県行動計画」という）が作成され、2014年3月に、特措法第8条に基づき、「門川町新型インフルエンザ等行動計画」（以下「町行動計画」という）を策定し、以来、国・県の行動計画の一部変更や課の統廃合による課名変更等を受け、数次の部分的な改定を行ってきた。

行動計画については、国及び県は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に行動計画の変更を行うこととしており、2023年4月に特措法が改定され、2024年7月に政府行動計画が改定されたことを受け、2025年3月に県行動計画が改定された。このことを受け、町においても、国及び県の対応を踏まえ、町行動計画の適切な変更を行うものである。

<各計画の関係性イメージ>



第3節 町行動計画改定の目的

(1) コロナ対応での経験

2019年12月末、国外で原因不明の肺炎が集団発生した後、その翌月には国内でも新型コロナの感染者が確認され、政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置された。県においても県内での感染が確認される前の2020年2月に、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部が、本町においても門川町新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された。

2020年3月に改正された特措法に基づく緊急事態宣言（同法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）の発出、医療提供体制の強化、経済対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、新型コロナ対応が進められた。

県内では、2020年3月に1例目の感染が確認されてから、2023年5月に5類感染症へと移行するまでに、延べ321,429人の感染者、合計778人の死亡者が確認され、本町においても、延べ3,000人を超える感染者が確認された。その後開始されたワクチン接種事業では、町内7か所においてワクチン接種を実施し、延べ57,000人を超える町民が接種を行った。

この間の3年超にわたり、特措法に基づく新型コロナ対応を行った経験から、感染症危機は社会のあらゆる場面に影響し、町民の生命及び健康だけでなく、経済や社会生活、町民生活の安定にも大きな脅威であること、また、感染症が引き起こすパンデミックには社会全体で対応する必要性が明らかとなった。

(2) 町行動計画改定の目的

町行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行えるよう対策の充実等を図るためである。

国の新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）では、新型コロナ対応の主な課題として、

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

が挙げられ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことの必要性に言及されている。

こうした社会を目指すためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 町民生活及び地域経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの視点から対策の充実・強化を図る必要がある。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的と考え方

新型インフルエンザ等の対策にあたって、特定事例に偏った準備ではリスクを伴う可能性があるため、町行動計画は政府・県行動計画に基づき、新型インフルエンザや新型コロナだけでなく、その他の新たな呼吸器感染症も想定し、様々な状況に応じた柔軟な対応策を示すものである。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康や町民生活及び地域経済にも大きな影響を与える。長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に偏った場合には、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうおそれもある。

また、感染拡大防止には町民や事業者の自発的な取り組みも不可欠であり、日頃から手洗い・マスク着用など基本的な公衆衛生対策の徹底が重要であり、新興感染症等においてワクチンや治療薬がない場合には、その重要性が一層高まる。

それらを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

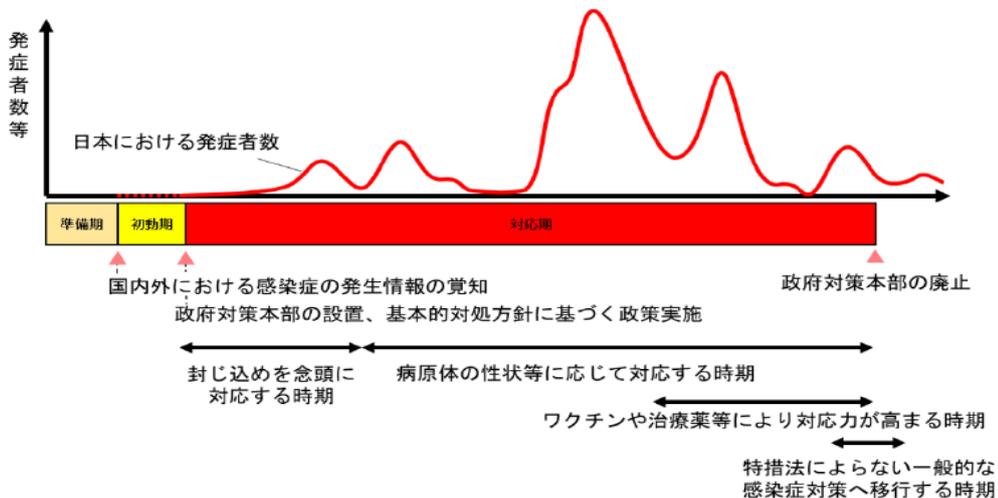
- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチンの早期開発を前提としたワクチン接種体制の構築等のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び地域経済活動への影響を軽減する。
 - ・ 町民生活及び地域経済の安定を確保する。
 - ・ 地域や職域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策における発生段階の設定

政府行動計画及び県行動計画に準じ、以下の発生段階を設定する。なお、対応期については、下表のとおりCからEまでの時期に区分する。

時 期	内 容 等
準備期 (A)	感染症の発生は確認されておらず、予防や物資の備蓄、関係機関等との連携、想定訓練等、事前準備を行う時期。
初動期 (B)	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの時期。感染拡大のスピードをできる限り抑えて、準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する時期。
対 応 期 (C~E)	対応期：封じ込めを念頭に対応する時期 (C) 国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階であり、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する時期。
	対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期 (D-1) 感染の封じ込めが困難な段階であり、病原体の性状等を踏まえ、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく感染拡大防止措置等を検討する時期。
	対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (D-2) ワクチンや治療薬の普及等により新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える時期。
	対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (E) 最終的に、ワクチン等の効果が出る等し、病原体の変異により病原性や感染性等の低下、及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることに伴い特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する時期。

<新型インフルエンザ等発生時の発症者数のイメージ>



※ここで示している図は1つのイメージであり、実際の感染症危機においては様々なパターンが想定されることに留意すること。

(国作成「新型インフルエンザ等対策に関する指定公共機関に係る説明会資料」より抜粋)

第3節 町行動計画における対策項目等

(1) 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと、及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制 ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止 ④ ワクチン ⑤ 保健 ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画における主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、対策項目ごとの基本理念と目標を踏まえて一連の対策として実施される必要がある。各対策項目の基本理念と目標については、以下のとおりとする。

① 実施体制

感染症危機は国民の生命及び健康や国民生活及び国民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市町村、国立健康危機管理研究機構⁴(Japan Institute for Health Security) (以下「JIHS」という。)、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要となっている。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じた対応能力の向上を図り、新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析を行い、リスク評価を踏まえ、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション⁵

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等（以下「偽・誤情報」という。）が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現

⁴ JIHSは、「国立感染症研究所」と「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行うため、2025年4月に発足した組織。

⁵ リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠⁶等に基づいた正確な情報を迅速に収集し、速やかに提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民等、日向入郷圏域（以下、「圏域」という。）市町村、国・県等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため町は平時から、町民等の感染症危機に対する理解を深め、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの体制整備を進める必要がある。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び地域経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつながることを重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

町は、国や県の方針を踏まえながら、まん延防止対策を適切に実施する。一方で、特措法第5条において、「国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限」のものとするとしていたりことや、まん延防止対策が地域経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、新型インフルエンザ等の病原性・感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、国、県及び市町村は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の体制や実施方法について準備をしておく必要がある。また、新型インフルエンザ等の発生時のワクチン接種に当たっては、事前の計画に基づきつつ、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえた柔軟な運用を行う。

⁶ 科学的根拠とは、医療分野における試験や調査などの研究結果から導かれた科学的な裏付け。新型インフルエンザ等の感染症については、JIHS等の機関から提供される信頼性の高い調査分析等による客観的データから導かれた感染性や病原性に基づいた知見。ただし、その時点における最新の科学的根拠であり、随時新たな情報に留意する必要がある。

⑤ 保健

町は、新型インフルエンザ等の発生の実情に合わせて、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、理解や協力を得ることが重要である。また、町は、新型インフルエンザ等のまん延時など、必要に応じた県からの要請に基づき、健康観察及び生活支援等を実施する。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄の推進等、必要な準備を進めることが重要である。新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の不足が懸念される場合には、国、感染症対策物資等の製造販売事業者や販売事業者と連携しながら必要量の確保に努める。

⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、国、県及び町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や国民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、町は、町民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第3章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

第1節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、国及び市町村など関係機関と連携を図りながら、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、感染症の特徴や病原体の性状に応じた対策を着実に推進する。

このため、県医療計画等に基づき、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を確保するとともに、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力を発揮させるため、計画的に準備を進める。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行することが可能となる。

こうした取組において、県は、宮崎県感染症対策連携協議会⁷及び宮崎県感染症対策審議会⁸等（以下「連携協議会等」という。）を通じ、県予防計画等について協議を行うとともに、同計画に基づく取組状況を毎年度国に報告する。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の確保や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

また、県は、平時から、国が発信する感染症や感染対策に関する基本的な情報を県民に分かりやすく伝える。

【市町村の役割】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、確実かつ迅速に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や圏域市町村、その他の市町村や関係機関と緊密な連携を図る。

（３）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等⁹の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

7 平時から感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、感染症法第10条の2に基づき、県、保健所設置市、県医師会等で構成する協議会。

8 宮崎県感染症対策審議会条例（平成11年条例第11号）に基づき、感染症対策の総合的な推進を図ることを目的として設置している県の附属機関。

9 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第2条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者

事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、医薬品や食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2節 門川町の体制

1. 門川町新型インフルエンザ等対策本部の設置

政府対策本部設置や宮崎県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）の設置、また緊急事態宣言の発令がなされたときは、直ちに町長を「本部長」、副町長を「副本部長」とする「門川町新型インフルエンザ等対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置し、本町は全庁的な危機管理体制へ移行する。

本部長は、副本部長及び本部員（教育長、各課長、局長）、町長が指名する者で構成される対策本部会議を開催して、県対策本部、保健所（現地対策本部）との連携を強化し、発生時の初動対応及び感染拡大防止対策を速やかに行う。

《対策本部の組織》

本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長 総務課長 町民健康課長 こども課長 福祉課長 財政課長 企画戦略課長 地域振興課長 環境水道課長 農林水産課長 教育課長 建設課長 税務課長 会計課長 議会事務局長 町長が指名する者

2. 対策本部の会議等

- ・本部長は、対策本部の会議を招集する。
- ・本部長は、会議に職員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- ・本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。¹⁰
- ・部に、部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

3. 対策本部の所管事務

- ・新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する事項
- ・新型インフルエンザ等の感染拡大防止に関する事項
- ・新型インフルエンザ等の広報、啓発及び相談に関する事項
- ・支援体制の確保に関する事項
- ・関係機関との連絡調整及び連携に関する事項

4. 対策本部の庶務

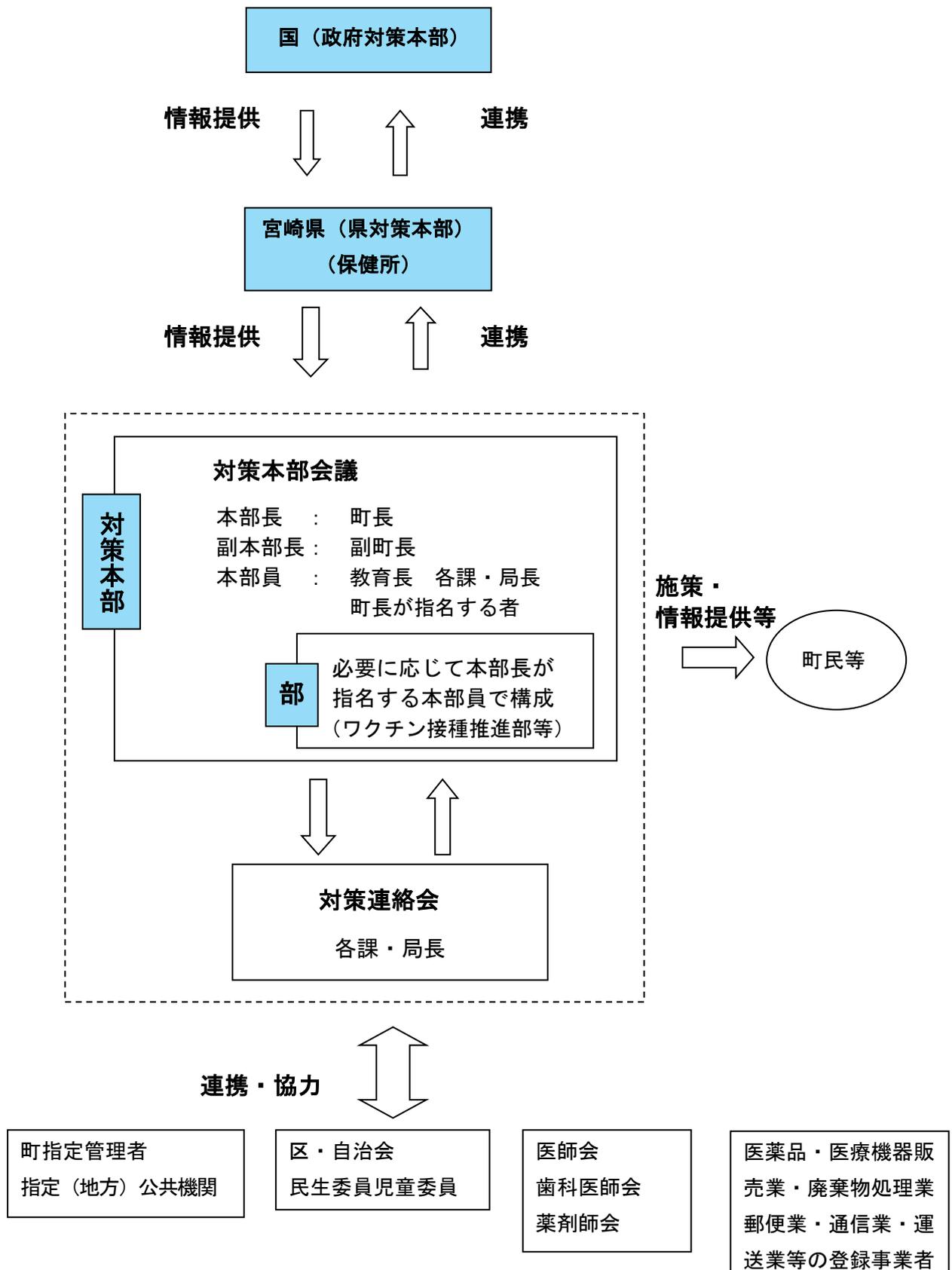
対策本部の事務を処理する等、庶務は総務課及び町民健康課が行う。

¹⁰ 新型コロナウイルス感染症対策時には、2021年4月に「新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を設置し、総務課及び町民課（後の健康長寿課、現町民健康課）の中から職員を配置した上で、室長の下、総合調整班、接種班、事務管理班に分かれて対応した。このことも参考に、感染症の特徴や病原体の性状に応じて、各課横断的に必要業務の職員を配置した部を置くことを想定する。

4. 対策本部による危機管理体制

発生段階	危機管理体制	体制の概要
準備期	新型インフルエンザ等対策連絡会の役割 1. 新型インフルエンザ等に関する情報交換 2. 対策の検討、策定、実施、見直し 3. 感染対策の普及啓発 4. 町行政の業務の継続に関する調整	総務課長 町民健康課長 こども課長 福祉課長 財政課長 企画戦略課長 地域振興課長 環境水道課長 農林水産課長 教育課長 建設課長 税務課長 会計課長 議会事務局長
初動期		〔本部長〕 町長 〔副本部長〕 副町長 〔本部員〕 教育長 総務課長 町民健康課長 こども課長 福祉課長 財政課長 企画戦略課長 地域振興課長 環境水道課長 農林水産課長 教育課長 建設課長 税務課長 会計課長 議会事務局長 町長が指名する者
対応期	門川町新型インフルエンザ等対策本部 (新型インフルエンザ等対策本部会議) の役割 1. 町長緊急事態宣言、終息宣言の発表 2. 町行事やイベント中止等の情報、町内公 共施設の閉鎖や利用制限の決定 3. 町職員の勤務体制の見直し 4. 新型インフルエンザ等対策の予算措置の決定 5. その他の重要事項の決定 ※重要事項であっても、緊急対応が必要な場 合については、町長と協議の上、対策連絡会 で決定し、対策本部へ報告することができる ものとする。	町長が指名する者 本部長が指名する本部員
	部（ワクチン接種対策推進等、必要に応じ て本部長が置き、その役割を担う。）	本部長が指名する本部員

5. 門川町の危機管理体制図



6. 庁内関係課の役割等

新型インフルエンザ等が発生し、対策本部の設置後、各課は対策本部の命に基づき、下記の任務を実行する。

担当課	新型インフルエンザ等対応業務
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 門川町新型インフルエンザ等対策本部等の庶務・運営に関する事 ○ 庁舎内への人の出入りを制限 ○ 県、他市町村など関係機関等との連絡調整に関する事 ○ 各課の物資及び資材の備蓄等の把握及び運搬に関する事 ○ 感染拡大情報の収集に関する事 ○ 広報の統括に関する事 ○ 感染防止策の周知、社会不安とパニック防止のため、町民への適正な情報提供に関する事 ○ 防災無線・ホームページ等による町民への広報伝達に関する事 ○ ガス・電気等ライフラインの確保連絡 ○ 緊急事態宣言の伝達及び町民の外出自粛要請 ○ 感染拡大の伝達等 ○ 関連報道の発表・報道機関との連絡に関わる総合調整に関する事 ○ 職員の勤務体制に関する事 (出勤停止措置・安全対策・在宅勤務・交代勤務・職員の配置) ○ 危機管理研修や招集訓練等 ○ 職員の予防接種等の感染症対策や健康管理に関する事 ○ 職員の災害補償に関する事 ○ 庁舎内の車両の運行管理、車両の調達に関する事 ○ 支援物資等の搬入、搬送、公用車の配車調整に関する事 ○ 諸団体(区・自主防災組織)等への協力要請に関する事 ○ 協定の締結に関する事 ○ 他の課に属しないこと
町民健康課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 門川町新型インフルエンザ等対策本部等の庶務・運営に関する事 ○ 遺体の一時安置保管及び火葬埋葬に関する事 ○ 緊急事態発生時の通報受理・伝達に関する事
健康づくり係 ・母子保健係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等対策連絡会の運営に関する事 ○ 新型インフルエンザ等の相談窓口の設置等に関する事 ○ 要援護者の自宅療養を指導するための助言に関する事 ○ ワクチンの接種に関する事 ○ 県及び保健所、医療機関との連携に関する事 ○ 感染防止に関する必要な医薬品・医療資機材の備蓄及び調達に関する事 ○ 新型インフルエンザ等発生時の被害想定に関する事
こども課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉サービスの継続提供に関する事(応援職員の調整を含む) ○ 子育て支援施設の閉鎖に関する事 ○ 公立・私立保育園等の感染状況の把握に関する事 ○ 保育園の臨時休園・閉園に関する事

担当課	新型インフルエンザ等対応業務
福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉サービスの継続提供に関すること(応援職員の調整を含む) ○ 要援護者(ひとり暮らし高齢者・障がい者)等の把握と支援に関すること ○ 福祉施設等における感染防止対策及び集団発生に関すること ○ ボランティアの要請、受け入れに関すること
財政課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大防止対策の予算及び資金に関すること
企画戦略課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗合タクシー(かどっぴータクシー)の運行に関すること ○ 感染拡大防止対策のために実施する各種事業に対するデジタル技術の活用に関すること
地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料品の確保及び安定供給のための関係機関との連絡調整に関すること ○ 事業所での感染防止対策に関すること ○ 福祉健康交流研修センターの開閉に関すること ○ 乙島キャンプ場の開閉に関すること
環境水道課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道のライフライン事業者による業務継続の調整・要請をすること ○ 飲料水の供給確保に関すること ○ ごみ、し尿、廃棄物の処理・運搬に関すること ○ ごみの排出制限に関すること ○ 感染性廃棄物の処理の協力・支援に関すること ○ 遺体の一時安置保管及び火葬埋葬に関すること ○ 清掃及び環境衛生に関すること
農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料品の確保及び安定供給のための関係機関との連絡調整に関すること ○ 生産者や事業所等の感染防止対策に関すること
教育課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校等での感染防止予防の啓発、情報提供に関すること ○ 児童生徒の感染状況の把握、報告に関すること ○ 新型インフルエンザ等が疑われる症状がある児童生徒への受診の指導に関すること ○ 小・中学校の臨時休業、閉鎖に関すること ○ 公共施設の開閉に関すること ○ 講演、講座、教室等の中止に関すること ○ 関係機関との連絡調整に関すること ○ 対策本部との連携に関すること
税務課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税の徴収猶予に関すること
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会運営の調整に関すること
その他の課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各課の対応業務の後方支援

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期（予防や準備等事前準備の期間）

《目的》

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、庁内における各役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係者間の連携を強化する。

1. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成し、必要に応じて変更を行う。町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。

2. 訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練を実施する。

3. 国及び県、圏域市町村等の連携の強化

- ① 町は、国、県及び指定（地方）公共機関など関係機関、圏域市町村で相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 町は、国、県及び指定（地方）公共機関など関係機関、圏域市町村で相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、業界団体等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- ③ 町は、本章第3節（対応期）「2. 職員の派遣・応援への対応」に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の運用方法について、県等及び圏域市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。

第 2 節 初動期（感染症の急速なまん延及びその可能性を探知してから基本的対処方針が実行されるまでの期間）

《目的》

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、国家の危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

1. 新型インフルエンザ等の発生の疑い、又は発生が確認された場合の措置

- ① 町は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑い、又は発生が確認された場合、国及び県の動向を逐次確認し、情報収集を行うとともに、政府の初動対処方針が決定した場合は、速やかに庁内へ情報を共有する。
- ② 国が政府対策本部を設置した場合¹⁸や宮崎県が県対策本部を設置した場合において、町は必要に応じて新型インフルエンザ等対策連絡会（以下「対策連絡会」という。）を設置し、対策本部等を設置することを検討するなど、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ③ 町は必要に応じて、第 1 節（準備期）「1. 町行動計画等の作成や体制整備・強化」を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- ④ 町は、県があらかじめ整理した患者搬送や病床確保、連絡方法等の情報を把握し、圏域内での共有を図るとともに、関係機関との連携体制を確認する。

2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援¹⁹の有効的な活用を検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する²⁰ことを検討し、所要の準備を行う。

¹⁸ 特措法第 15 条

¹⁹ 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項

²⁰ 特措法第 70 条の 2 第 1 項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能とされている。

第3節 対応期（基本的対処方針が実行されてから、県対策本部が廃止されるまでの期間）

《目的》

初動期に引き続き、長期間にわたる対応も想定し、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするため、感染症危機の状況並びに町民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を見直し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

1. 対策の実施体制

- ① 町は、緊急事態宣言の発令がなされたときは、直ちに対策連絡会において、町対策本部の設置等体制整備を行い、県対策本部と連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策をすみやかに推進する。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要があると認めるときは、同法第34条第1項に基づかない任意の対策本部を設置することができる。
- ② 町は県等と連携しつつ、必要に応じて対応方針を変更しながら、当該方針に基づき、地域の実情に応じ適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。

2. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 町は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。
- ③ 町は、対策本部運営または対策の実施等が長期間にわたる場合には、応援職員による人員体制の強化や業務の外部委託による効率化など、関係職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じ、状況に応じ柔軟に対応する。

3. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

4. 緊急事態措置の検討等（緊急事態宣言の手続き）

町は区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

5. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制（町対策本部の廃止）

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

第1節 準備期（予防や準備等事前準備の期間）

《目的》

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から、町民等の感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際には迅速に情報収集し、円滑に情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理する。

1. 町民等への情報提供・共有

- ① 町は、準備期から県等と連携して、町広報や町ホームページ等を通じて感染症危機に対する理解を深めるための基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報等について、分かりやすい情報提供・共有を行う。
- ② 集団感染が発生しやすい場（保育施設や学校、職場等の集団生活の場）は、感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染のおそれがあることから、町民健康課（健康増進担当）や福祉課、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について情報提供・共有を行う。また学校教育の現場では、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。
- ③ 偏見・差別等については国及び県等と連携し、「感染者やその家族、職場や医療従事者等に対する偏見・差別等は許されないもので法的責任を伴い得ることや、受診行動を控える等感染対策の妨げにもなり得ること」等の啓発をする。
- ④ 偽・誤情報については、国及び県等と連携し、町民等のメディアや情報リテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用して啓発を行う。

2. 県等との感染状況等の情報提供・共有体制の整備

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生時に県等から情報収集した上で、連携して情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。
- ② 町は、県等と連携して、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得ることを踏まえ、町長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けるとされているため、有事における円滑な連携のため、当該情報連携についての方法等を県等と確認する。
- ③ 町は、圏域市町村や医師会、関係医療機関とも円滑に連携できるよう、当該情報連携についての方法等を整理する。

3. 双方向のコミュニケーションの体制整備

- ① 町は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行えるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等を整理し必要な体制を整備する。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、国の要請に応じ、町民等からの相談対応を行うため、状況に応じてコールセンター等の設置に向けた準備を進める。その際は、圏域等单位での設置についても検討する。

第2節 初動期（感染症の急速なまん延及びその可能性を探知してから基本的対処方針が実行されるまでの期間）

《目的》

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

1. 町における情報提供・共有について

- ① 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止め方が様々であることを踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、国・県等との連携の下、速やかに情報提供・共有を行う。
また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方などへの適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容で、町ホームページ等を活用する等、様々な方法での情報提供・共有に努める。
- ② 町は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。
- ③ 偏見・差別等については、国及び県等と連携し、「感染者やその家族、職場や医療従事者等に対する偏見・差別等は許されないもので法的責任を伴い得ることや、受診行動を控える等感染対策の妨げにもなり得ること」などについて、その状況を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。
- ④ 偽・誤情報については、国及び県等と連携し、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報や偽・誤情報の拡散状況等も踏まえ、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に情報提供・共有する。

2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、感染症対策を円滑に進めるために関係者の理解や協力を得ることが重要であるため、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見等から、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 町は、国からの要請を受け、状況に応じてコールセンター等の設置に努める。その際は、圏域市町村等と共同での設置も協議する。

第3節 対応期（基本的対処方針が実行されてから、県対策本部が廃止されるまでの期間）

《目的》

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努め、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

1. 町における情報提供・共有について

- ① 町は、準備期・初動期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民等が必要な情報を得られるよう、国・県等との連携の下、理解しやすい内容、かつ適切な方法で、速やかに情報提供・共有を行う。
- ② 町は初動期に引き続き、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。
- ③ 偏見・差別等については、初動期に引き続き、国及び県等と連携し、偏見・差別等は許されないという方針の下、継続的かつ適切に情報提供・共有する。
- ④ 偽・誤情報については、初動期に引き続き、国及び県等と連携し、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠に基づく正しい情報を町民等が円滑に入手できるよう、継続的かつ適切に情報提供・共有する。
- ⑤ 感染者の発生状況の公表等については、施設や職場の名称等は、接触者が特定されるか否か等を判断の基本とするなど、国・県等の対応方針を踏まえ、かつ個人情報の保護に留意しつつ、感染拡大防止のために必要な範囲で情報の公表を行う。

2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、初動期に引き続き、コールセンター等に寄せられた意見等から、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 町は、国からの要請を受け、コールセンター等を設置した場合は、県や圏域市町村等の支援を受けるなどして、設置の継続に努める。

第3章 まん延防止

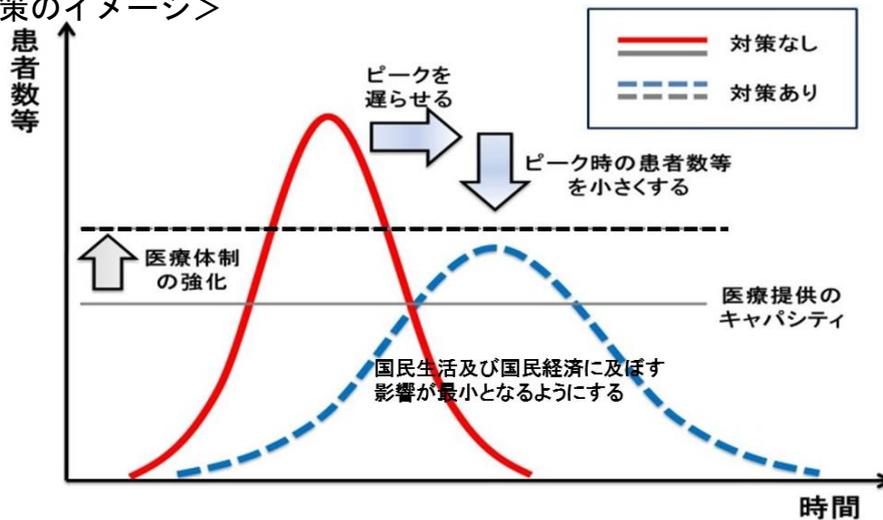
第1節 準備期（予防や準備等事前準備の期間）

《目的》

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、ピークを遅らせ、医療提供体制の整備や、ワクチン早期開発を前提としたワクチン接種体制の構築等のための時間を確保する。流行のピーク時の患者数等を抑制し、医療提供体制への負荷を軽減するとともに医療提供体制の強化を図ることで適切な医療を受けられるようにし、町民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

＜対策のイメージ＞



（国作成「まん延防止に関するガイドライン」より抜粋）

1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町は、町行動計画に基づき、国・県等と連携の上、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及啓発を図る。
- ② 平時より自らの感染症が疑われる場合は、県等が設置する相談センターに連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等、有事の対応等について平時から理解促進を図る。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時に、既存の医療資源で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策の発令や協力要請があった場合に、社会的影響を緩和するため、町民や町内事業者の理解促進に取り組む。

第2節 初動期（感染症の急速なまん延及びその可能性を探知してから基本的対処方針が実行されるまでの期間）

《目的》

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。

このため、町内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

1. 町内でのまん延防止対策の準備

- ① 町は、町行動計画に基づき、国・県等と連携の上、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策について、準備期より引き続き周知を図る。
- ② 自らの感染症が疑われる場合は、県等が設置する相談センターに連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等について具体的に対策をとるよう継続的な周知を行う。
- ③ 町は、国・県等からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期（基本的対処方針が実行されてから、県対策本部が廃止されるまでの期間）

《目的》

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際、町民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。また、国及びJIHSが示す指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や地域経済活動への影響の軽減を図る。

1. 患者や濃厚接触者以外の町民等に対する要請等

- ① 町は、県が行う集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間等の移動自粛要請を受け、町民及び町内事業者等に周知するよう努める。
- ② 町は町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、不要不急の外出を控える等の感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等の発生時は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応を行う。また、感染拡大等の状況によっては業務継続計画の変更を行い、柔軟な対応を行う。

2. 営業時間の変更や休業要請等

町は、まん延防止等重点措置として県が行う、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を周知するよう努める。また、緊急事態措置として町は、必要に応じて、学校等の多数の者が利用する施設²¹を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。

3. 町内の公立小・中学校における対応

町は、新型インフルエンザ等の発生時は、学校と連携の下、次のとおり感染拡大防止策を講ずる。

- ① 新型インフルエンザ等の疑い又はより患していると診断された児童・生徒がいた場合、学校に対して接触者の健康管理、消毒等の協力を求めるとともに、児童・生徒の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努めるよう要請する。

²¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に規定する施設に限る。

- ② 患者等の集団発生がみられた場合は、学校において発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）等の措置を講ずるよう要請する。
- ③ 同じ地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。

4. 社会福祉施設等や保育施設における対応

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供・共有を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。

5. その他の事業者に対する要請

町は県と連携して、事業者に対して、職場における感染対策の要請や出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。

第4章 ワクチン

第1節 準備期（予防や準備等事前準備の期間）

《目的》

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国や県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

1. ワクチンの接種に必要な資材の準備

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> 非アルコールの消毒綿 <input type="checkbox"/> 注射器・注射針 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計（非接触型・接触型） <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> ブラッドバン <input type="checkbox"/> 救急用品 <input type="checkbox"/> 毛布	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨てエプロン <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール液 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> スタンプ台（赤・黒） <input type="checkbox"/> 予診票 <input type="checkbox"/> 決裁板 <input type="checkbox"/> メモ用紙 <input type="checkbox"/> 老眼鏡 <input type="checkbox"/> 年齢早見表 <input type="checkbox"/> 済証
	【会場設営物品】
接種会場の救急体制等を踏まえ、 下記のとおり必要な物品を準備。 【代表的な物品】 ・ 血圧計 ・ AED ・ パルスオキシメーター等 ・ 吸引器 ・ 酸素ボンベ ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン 剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステ ロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 時計 <input type="checkbox"/> ゴミ箱 <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> パーテーション <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 遮光袋（ワクチンの種類による） <input type="checkbox"/> ベッド・点滴スタンド・車イス <input type="checkbox"/> デスク用プラスチック板

2. ワクチンの供給体制

- ① 町は、県が国の要請を受けて、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県医師会、県内の卸売販売業者団体等の関係者と協議をするに当たり、これに協力し、体制を構築する。
- ② 町は、ワクチンの供給に当たって、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、事業者の把握に努めるほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、医師会、圏域市町村、圏域の医療機関等と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。
- ③ 特定接種²²については、町は県とともに、国が行う事業者に対する登録作業に係る周知や登録事業者の登録に対して、必要な協力を行う。

3. 接種体制の構築

町は、県や医師会、圏域市町村等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の整備を行う。

4. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員等については、門川町を実施主体として、原則として集団的な接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制について整理する。
- ② 特に登録事業者のうち町民生活・地域経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。
このため町は、県や関係市町村、関係団体と協力して、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制について整理する。
- ③ 特定接種の対象となり得る職員等については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する必要があるため、速やかに報告ができるよう対象者の把握方法を整備しておく。

²² 特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、

- ① 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

5. 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア） 町は、国及び県等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 町は、住民接種については、厚生労働省及び県等の協力を得ながら、希望者全員が速やかに接種することができるよう、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下の事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会・圏域市町村等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の整備を行う。

i 接種対象者数

ii 職員の人員体制の確保

iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定

v 接種に必要な資材等の確保

vi 国、県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築

vii 接種に関する町民への周知方法の検討

b 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県の福祉担当部局や衛生担当部局又は町の福祉課（介護保険担当、障害福祉担当等）、町民健康課（衛生担当）、町内事業所等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備 考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・ 高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記 の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 医療従事者の確保については、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なるため、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、集団的接種においては、多くの医療従事者が必要となるため、医師会等の協力を得てその確保を図る。個別接種、集団的接種いずれの場合も、医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るよう努める。
- d 町は接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口まで導線の交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンは室温や遮光など適切な状況での保管を行う。なお、医師及び看護師の配置については、直接運営又は医師会等と委託契約を締結した上で医師会等による運営を行うことも検討する。
- (イ) 町は、円滑な接種の実施のため、国等が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- (ウ) 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

6. 情報提供・共有・連携

- ① 町は町民に対し、定期の予防接種について、被接種者やその保護者等に分かりやすい情報提供を行い、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。²³
- ② 町は、定期の予防接種の実施主体として、県や医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行う。
- ③ 町の町民健康課（衛生担当）において、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生担当以外の分野（介護保険担当、障害福祉担当等）と連携及び協力し、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、町民健康課（衛生担当）は、町教育委員会等と連携し、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に努める。

7. DXの推進²⁴

- ① 町が活用する健康管理システム等が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行うよう努める。
- ② 町は接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。
- ③ 町は予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等が生じないよう環境整備に努める。

²³ WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして、「Vaccine Hesitancy²³が上げられているため。（The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO: The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が、使われている。）

²⁴ 新型インフルエンザ等対策に係るDXの推進については、国のDX推進事業の動向を注視しながら、国・県等の主導の下、将来的に整備を進めてしていくことを想定。

第2節 初動期（感染症の急速なまん延及びその可能性を探知してから基本的対処方針が実行されるまでの期間）

＜目的＞

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。

1. 接種体制の準備

町は、国が示す新型インフルエンザ等に対する特定接種又は住民接種に関する実施方法、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の対象者・実施方法及び必要な予算措置等に関する情報提供に基づき、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、本章第1節「1. ワクチンの接種に必要な資材の準備（表1）」において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

3. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び町は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

4. 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、町民健康課（予防接種業務担当）の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、総務課（組織・職員管理担当）等も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、町の福祉課（介護保険担当、障害保健福祉担当）等と町民健康課（衛生担当）が連携して行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局

や障害保健福祉部局又は県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録する等、その他必要な設備の整備等に努める。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要であり、また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、必要な医療従事者数を算定する。

なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等での担当を想定する。

- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミ

ン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、本節2.「ワクチンの接種に必要な資材」及び第1節「表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材」のとおり、原則として全て町が準備するが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会又は医療機関等から一定程度持参してもらう等、必要に応じて、事前に協議を行う。

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について適宜協議を行う。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープ等により進行方向に一定の流れをつくり、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保し、要配慮者への対応が可能ないように準備を行う。

第3節 対応期（基本的対処方針が実行されてから、県対策本部が廃止されるまでの期間）

《目的》

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、本章第1節（準備期）「1. ワクチンの接種に必要な資材の準備」を踏まえて行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中する等の不具合が生じないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 町は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、医療機関や地域間での融通等を図る。
- ④ 町は、国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定したり、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて医療機関や地域間での融通等を行う。

2. 接種体制

- ① 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 国は、新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合に、追加接種の必要がないか速やかに抗原性の評価等を行い検討することとしており、町は、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国や県、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

3. 特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員等の対象者に集団的な接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

4. 住民接種の実施

（1）予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請に応じて、全町民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適當な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知し、接種会場においては、掲示等により注意喚起することで接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考慮する。
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の福祉課（介護保険担当）等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

（2）接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知するよう努める。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方にも配慮し、情報誌への掲載等、紙での周知も実施する。

（３）接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公共施設や民間施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の福祉課（介護保険担当）等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

（４）接種記録の管理

町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステム等を活用し、接種記録の適切な管理を行う。

5. 副反応への対応

- ① 町は、国が収集したワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等の情報をもとに、町民等への適切な情報提供・共有を行う。
- ② 町は、国及び県と連携し、予防接種の実施により健康被害が生じたおそれがある者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を行う。また、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

6. 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。
- ② 町は、接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

7. 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

8. 住民接種に係る対応

- ① 町は、実施主体として、町民等からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。
- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - c 接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

9. DXの活用

町民は、国が進めるマイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化等に対応するよう努める。

第5章 保健

第1節 準備期（予防や準備等事前準備の期間）

《目的》

町は、感染症有事の際における円滑な対応のため、県の本庁、保健所等の関係機関との密接な連携体制を構築する。また、収集・分析した感染症情報を関係者及び町民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際における迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

1. 職員の応援派遣

町は、県から保健所の感染症有事体制を構成する等の理由で町に職員の応援派遣要請があることを想定しておく。

2. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

町は、保健所主催の研修及び訓練等に積極的に参加・協力し、関係機関との緊密な連携に努める。

第2節 初動期（感染症の急速なまん延及びその可能性を探知してから基本的対処方針が実行されるまでの期間）

《目的》

初動期は町民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、町民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

1. 職員の応援派遣

県から保健所の感染症有事体制を構成する等の理由で、町に対して職員の応援派遣要請があった場合は、これに協力する。

第3節 対応期（基本的対処方針が実行されてから、県対策本部が廃止されるまでの期間）

＜目的＞

新型インフルエンザ等の発生時に、町行動計画に基づき、町が求められる業務に必要な体制を確保して役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

1. 健康観察及び生活支援等主な対応業務の実施

- ① 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。
- ② 町は、県からの要請に基づき、健康観察及び生活支援を実施する。これに伴い、県は、感染症法に基づき、町に対し、外出自粛対象者等の氏名、住所、連絡先、療養機関その他の患者情報（この項目において「患者情報」という。）を必要な範囲内で提供するとともに、当該業務に係る費用について応分の負担²⁵を行う。なお、県が町に対し、健康観察及び生活支援の実施に係る要請を行う場合には、事前に要請内容の詳細について十分に協議する。

また、県は町に対し、令和4年12月9日付け厚生労働省通知（医政発1209第23号等）に基づき、災害時において被災した外出自粛対象者等の避難に係る情報共有のため、必要な範囲内で患者情報を提供する。

²⁵ 役割分担として、例えば、食事や基礎的な生活必需品の提供については県が負担し、町が独自に行う生活支援については町が負担することや、生活必需品等の購入代行による支援については療養者に実費負担を求めること等を想定

第6章 物資²⁶

第1節 準備期（予防や準備等事前準備の期間）

《目的》

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

1. 感染症対策物資等の備蓄等²⁷

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 町は、国及び県からの要請を受けた健康観察等、感染の可能性が高まる業務に従事する可能性のある職員のための個人防護具（マスク、手袋、フェイスシールド等）の備蓄を進める。
- ③ 町は、備蓄物資の状況について、物資の使用期限や損傷状況等を定期的に確認し、また、物資の消費ペースや使用状況に基づき、次の補充計画を立てて不足しないよう管理する。

²⁶ 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

²⁷ ワクチン接種資材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

第2節 初動期（感染症の急速なまん延及びその可能性を探知してから基本的対処方針が実行されるまでの期間）

《目的》

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等の確保を促進する。

1. 物資の供給準備等²⁸

- ① 備蓄していた感染症対策物資等について、物資の使用期限や損傷状況等を確認し、不足がないよう確保に努め、供給を想定して準備を行う。
また感染症の性状等を把握し、必要に応じて物資の追加・補充を行う。
- ② 町は、国や県から供給される物資（ワクチン、治療薬等）の受け入れに必要な場所や設備等についてあらかじめ確認し、物資受け入れの際に滞りなく保管・管理ができるよう体制を整備する。

²⁸ ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

第3節 対応期（基本的対処方針が実行されてから、県対策本部が廃止されるまでの期間）

《目的》

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等の確保を促進する。

1. 物資の供給

- ① 備蓄していた感染症対策物資等について、町内の各地域での感染状況に基づき、物資の供給を柔軟に調整しながら行う。特に感染者が集中している地域や、高齢者施設などへの配布を優先する等、効率的な物資の供給に努める。
- ② 物資の供給にあたっては、町内の各機関や施設等と連携し、可能な限り双方向のコミュニケーションを図りつつ、感染状況や需要の情報を得ながら、必要に応じた物資の供給を行う。また、余剰が生じた物資については、適時に他の地域や施設に再配布するなど、過不足の解消に努める。

2. 物資の管理

- ① 物資の供給に伴って減少した備蓄物資について、不足が生じないように順次補充を行う。
- ② 物資の製造、流通が滞ることも想定されるため、関係業者と連携して製造、流通状況の情報確保に努める。
- ③ 備蓄した物資については、物資の使用期限や損傷状況等を定期的に確認し、適切な管理を行う。

第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保²⁹

第1節 準備期（予防や準備等事前準備の期間）

《目的》

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により町民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び地域経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

1. 円滑な支援に係る仕組みの整備

- ① 町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内各課での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備の検討を進める。その際は高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

2. 物資及び資材の備蓄³⁰

- ① 町は、町行動計画に基づき、第6章「物資」第1節（準備期）「1. 感染症対策物資等の備蓄等」で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する³¹。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねる³²。
- ② 町は町民や事業者に対しても、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を推奨し、職場や家庭での備えを促す。

²⁹ 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

³⁰ ワクチン接種資材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

³¹ 特措法第10条

³² 特措法第11条

3. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国や県等からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者³³等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等についても想定し、県と連携して要配慮者の把握とともにその具体的手続を整理する。

4. 火葬体制の構築

町は、県、圏域市町村における火葬体制を踏まえ、火葬の適切な実施ができるよう平時より関係機関と連携体制を構築する。

³³ 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P2 1-2 3「(参考) 要配慮者への対応」を参照

第2節 初動期（感染症の急速なまん延及びその可能性を探知してから基本的対処方針が実行されるまでの期間）

《目的》

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続や生活維持のための感染対策等、必要となる可能性がある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

1. 心身への影響及び生活支援を要する者への支援

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を確認する。
- ② 町は、国・県等からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ、生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う場合に備えて、体制を確認する。

2. 教育及び学びの継続等に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を整理する。

3. 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期（基本的対処方針が実行されてから、県対策本部が廃止されるまでの期間）

＜目的＞

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び地域経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

1. 町民生活の安定の確保に係る支援

- ① 町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。
- ② 町は、国・県等からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ、生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

2. 教育及び学びの継続に関する支援

- ① 町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。
- ② 町は、町教育委員会と連携し、児童・生徒の心身への影響を考慮し、必要な対策を行う。

3. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、注視するとともに、国、県等と連携し、必要に応じて関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国、県等と連携し、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき適切な措置を講ずる。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

4. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、県を通じての国からの要請を受けて、日向東臼杵広域連合に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう依頼する。
- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ③ 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力をを行う。
- ④ 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ 町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

5. 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

- ① 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。
- ② 水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

6. 町民生活及び地域経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

町は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた町民生活及び地域経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

7. 後遺症に係る支援

町は、新型インフルエンザ等の罹患後に後遺症が残った町民に対して、県が設置する相談窓口を案内するなど必要な支援を行う。

用 語 集

用 語	内 容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
無症状病原体保有者	感染症法第 6 条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

用語	内容
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊療養施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊療養施設等と都道府県が締結する協定。
国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年 4 月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

用語	内容
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
連携協議会	平時から感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、感染症法第 10 条の 2 に基づき、県、保健所設置市、県医師会等で構成する協議会。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度（血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合）を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

用語	内容
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。
ワンヘルスアプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナウイルスは、2023年5月8日に5類感染症に位置付けられた。

